

6 感染症の種類

第 16 条 学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりとする。

- ① 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H 5 N 1 であるものに限る。鳥インフルエンザ（H 5 N 1）という。）
 - 第二種 インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H 5 N 1）を除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
 - 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症
- ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定に関わらず、第一種の感染症とみなす。

7 出席停止の期間の基準

第 17 条 出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

- ① 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- ② 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。
 - イ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H 5 N 1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。
 - ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
 - ハ 麻しんにあつては、解熱した後 3 日を経過するまで。
 - ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
 - ホ 風しんにあつては、発疹が消失するまで。
 - ヘ 水痘にあつては、すべての発疹が痂皮化するまで。
 - ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
 - チ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで。
- ③ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- ④ 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑がある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- ⑤ 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- ⑥ 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

8 出席を再開するための手続き

第 18 条 出席停止の期間が経過し、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められた者が出席しようとするときは、感染症名、治療期間又は出席を停止していた期間、担当医師名の記載されている証明書を提出しなければならない。